

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 27 年 11 月 26 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー丸子新田店
静岡市駿河区丸子新田字久能道下東 227-1 外 2 筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社邦コーポレーション
代表取締役 飯塚 邦弘
静岡県藤枝市田沼一丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社バロー
代表取締役 田代 正美
岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1

4 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 9時30分～19時00分

（変更後） 9時30分～21時00分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 9時30分～19時00分

（変更後） 9時00分～21時30分

③駐車場の自動車の出入口の位置（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 9時00分～19時00分

（変更後） 6時00分～22時00分

5 変更年月日

平成28年1月28日

6 届出年月日

平成27年11月18日